

七戸町障害者活躍推進計画の取組状況

障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第6項の規定に基づき、令和7年度における町長部局の障害者活躍推進計画の取組状況を下記のとおり公表する。

1 計画策定機関 七戸町

2 評価年度 令和7年度

3 目標に関する達成度

目 標	目標値	実績値
毎年6月1日時点の実雇用率において法定雇用率を達成	2.8%	0.96%

目 標	実 績
不本意な離職がないようサポート体制を充実する	評価時点において、不本意な理由による離職はありません。

4 取組内容の実施状況

①障害者の活躍を推進する体制整備

(1)障害者雇用促進者として総務課長を選任する。

(2)サポート体制を整備するとともに、障害者である職員の相談窓口を設置する

②障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出

(1) 障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

(1) 障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。

(2) 募集・採用の際は、以下の取扱いを行わない。

・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。

・「自力で通勤できること」、「介助者なしで業務が遂行できること」、「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を付すこと。